

「第4期練馬区介護保険事業計画策定に向けた中間答申」
の計画素案への反映について

テーマ1 地域包括ケアシステム(地域包括支援センター)

第4期計画策定に向けた提言	区での取り組み・考え方	計画における掲載箇所
<p>1 運営体制について</p> <p>○地域包括支援センターの運営体制については、現在の本所・支所の仕組みを維持し、本所・支所の相互支援体制の充実を図るべきである。また、支所の力量が充実するように本所が支援を行うなど、本所・支所の連携を強化することにより、業務対応力の向上を図り、区民サービスに地域差が生じないように対応する必要がある。</p>	<p>○本所・支所を置く現在の体制は、相互連携を可能にし、相談支援体制の充実につながる利点が大きいため、今後も維持していきます。</p>	<p>○総論 第4章第5節重点課題各論 (4) 地域包括支援センターを中心とする相談支援体制の充実 【施策の方向性と主な取り組み事業】1 (P54参照) ○各論 《基本施策》IV 1 地域包括支援センターによる支援 《個別事業》 (2) 地域包括支援センターの人材育成、質の向上 (P96参照)</p>
<p>2 法定の3職種の人員確保について</p> <p>(1) 本所の主任介護支援専門員については、常勤を配置し体制の充実を図るべきところであるが、当面、非常勤の主任介護支援専門員を各本所で採用するなど、柔軟な人員配置により、体制の整備を急ぐべきである。</p> <p>(2) 支所の配置について、19箇所の支所のうち本所管轄ごとに1箇所ずつ、他の支所よりも人員配置を手厚くする支所を指定し、本所・支所間の連携体制の強化を支える中核的な役割を担わせるべきである。</p>	<p>○増加する相談等に対応し、高齢者を地域で支える仕組みを効果的に機能させるため、法定の3職種(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)など必要な人員の確保や、支所配置の地域バランスの偏りの解決のため、新規に支所を設置するなど、より即応性のある体制を整えていきます。</p>	<p>○総論 第4章第5節重点課題各論 (4) 地域包括支援センターを中心とする相談支援体制の充実 【施策の方向性と主な取り組み事業】2 (P54参照) ○各論 《基本施策》IV 1 地域包括支援センターによる支援 《個別事業》 (1) 地域包括支援センターの整備 (P96参照)</p>

<p>(3)支所では保健師や看護師の医療職の配置が困難な状況である。区は、人員確保のための最大限の方策を講ずるべきであるが、当面、本所と一体となった職種配置基準で対応する必要がある。</p>		
<p>3 支所の配置と管轄内人口の平準化について</p>		
<p>○高齢者人口の増加が予測されるため、支所の新たな増設を計画すると同時に、管轄地域間の高齢者人口の不均衡を調整するため、区域割の変更等についても検討する必要がある。</p>		
<p>4 区民への周知について</p>		
<p>○愛称を公募するなど、周知の方法に工夫をこらし、区報やパンフレットなどを利用し、地域包括支援センターの普及啓発に努めるべきである。</p>	<p>○地域包括支援センターについて、区報・パンフレットなどを利用したり、愛称を公募するなど、広く区民に周知します。</p>	<p>○総論 第4章第5節重点課題各論 (4) 地域包括支援センターを中心とする相談支援体制の充実 【施策の方向性と主な取り組み事業】3 (P54参照)</p>
<p>5 その他</p>		
<p>(1)従事職員の人材育成を進めるために、研修等を充実させる必要がある。</p>	<p>○介護サービスの質の向上を図るため、地域包括支援センター支所職員、介護支援専門員（ケアマネジャー、以下同じ。）向けの研修を行います。また、地域包括支援センター支所ごとにミニ地域ケア会議を開催し、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーと、地域のケアマネジャーとの連携を図り、質の向上を目指します。</p>	<p>○各論 《基本施策》Ⅳ 《個別事業》 (2)地域包括支援センターの人材育成、質の向上 (P96参照)</p>

<p>(2) 相談支援体制を充実させるためには、在宅医療と在宅介護の連携が重要である。特に医療依存度の高い在宅高齢者の入院先の紹介や、在宅でのケア体制へ円滑に移行するために、退院時の医療と介護の連携が必要である。 このため、地域包括支援センターと地域の医療機関との関係をより緊密にしていくことが重要である。</p>	<p>○地域の見守りネットワークや医療機関など、様々な地域資源との連携体制の充実を図ります。</p>	<p>○総論 第4章第5節重点課題各論 (4) 地域包括支援センターを中心とする相談支援体制の充実 【施策の方向性と主な取り組み事業】4 (P54参照) ○各論 《基本施策》IV 5 認知症高齢者のケアの充実 《個別事業》 (2) 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり ①② (P102参照) 《基本施策》VI 1 地域団体等との連携体制づくり 《個別事業》 (1) 地域包括支援センターを中心とした総合相談・地域包括ケア体制の構築 (P121参照) 3 地域における支え合いの推進 《個別事業》 (2) 見守り訪問事業 (P122参照)</p>
<p>(3) ひとり暮らし高齢者や要支援・要介護高齢者とりわけ認知症高齢者が暮らしやすい地域にするため、地域包括支援センターは、さまざまな地域資源のネットワーク作りに力を入れるべきである。 地域の中での見守り体制の強化、認知症高齢者や家族をサポートする仕組みづくりなど、区民・介護サービス事業者・行政が一体となって、高齢者を支える地域づくりに取り組んでいくことが重要である。</p>		
<p>(4) 区民の緊急時の相談・支援に対応できるような仕組みづくりについて、運営時間等の拡大も含め検討すべきである。</p>		

テーマ2 介護予防重視型システム

第4期計画策定に向けた提言	区の取り組み・考え方	計画における掲載箇所
<p>1 周知について</p> <p>○介護予防事業、予防給付の施策体系は、平成18年度から取り入れられた新しい仕組みのため周知が進んでいない。そのため、参加の方法や事業内容・効果などを、様々な手段を用いてわかりやすく説明することが必要である。</p>	<p>○介護予防の重要性をわかりやすく周知するため、介護予防キャンペーン事業のイベントを開催し、楽しみながら介護予防に取り組むための意識付けを行います。</p>	<p>○総論 第4章第5節重点課題各論 (3) 主体的に取り組む介護予防の推進 【施策の方向性と主な取り組み事業】 1 介護予防の普及・啓発を効果的に行なうための取り組み (P53参照) ○各論 《基本施策》Ⅱ 3 介護予防普及・啓発の充実 《個別事業》(1) ①介護予防キャンペーン事業 ②介護予防小冊子の発行 ③介護予防手帳の発行 ④講演会・健康教育教室 (P83～P84参照)</p>
<p>2 開催場所について</p> <p>(1) 介護予防事業を利用しやすくするため、区民が身近な場所で参加できるように会場を増やすべきである。</p> <p>(2) 介護予防や健康維持を目的とした自主的団体を育成するため、会場確保等の支援をすべきである。</p>	<p>○高齢者センターは、介護予防の中心的な拠点として位置付け、筋力向上トレーニングなどの介護予防事業の充実を図ります。</p> <p>また、敬老館は、憩いとくつろぎの場の提供に加え、健康づくりや介護予防、社会参加支援のための事業の充実を図ります。</p> <p>さらに多くの高齢者に利用していただくため、高齢者センターと敬老館の連携を図り、地域の人材などを活用し魅力ある事業を実施します。</p>	<p>○各論 《基本施策》Ⅰ 2 地域貢献活動に取り組むやすくなるための環境整備 《個別事業》(2) ① 高齢者センター・敬老館の活用 (P69参照)</p>

3 介護予防事業施策・予防給付の利用促進について		
<p>(1) 介護予防事業は、本人の参加意欲が重要である。このため、参加に向けた動機付けを行い継続的な参加を促進すべきである。</p> <p>また、身近な地域での体操の普及など、介護予防に役立つ事業を拡大すべきである。</p>	<p>○介護予防の重要性をわかりやすく周知するため、介護予防キャンペーン事業のイベントを開催し、楽しみながら介護予防に取り組むための意識付けを行います。</p>	<p>○総論 第4章第5節重点課題各論 (3) 主体的に取り組む介護予防の推進 【施策の方向性と主な取り組み事業】1 (P53参照) ○各論 《基本施策》Ⅱ 3 介護予防普及・啓発の充実 《個別事業》(1) ① 介護予防キャンペーン事業 (P83参照) ④ 講演会・健康教育教室 (P84参照)</p>
<p>(2) 介護予防事業の利用を促進するためには、参加したくなるような魅力的なサービス内容とする工夫が必要である。</p>		
<p>(3) 生活機能評価健康診査受診時に、医師が特定高齢者と判定した方に対して介護予防事業をわかりやすく説明して、参加を促すアドバイスをしたり、地域包括支援センターは事業参加手続きにかかる本人の負担を軽減することなど、参加しやすい条件を整える必要がある。</p>	<p>○判定時に参加を勧めていただくため医師対象に介護予防事業の効果を、具体的に説明する研修会を開催します。</p> <p>○様々な理由により外出が困難なため、既存の事業に参加しにくい環境にある者を対象した新たな介護予防事業を実施します。また、特定高齢者介護予防事業を効率的に拡充します。</p>	<p>○総論 第4章第5節重点課題各論 (3) 主体的に取り組む介護予防の推進 【施策の方向性と主な取り組み事業】3 (P53参照) ○各論 《基本施策》Ⅲ 2 介護予防事業の充実 《個別事業》 (5) 訪問型介護予防事業 (P90参照)</p>
<p>(4) 心身の状況等により通所型介護予防事業に参加できない方には、訪問型介護予防事業を紹介する必要がある。</p>		
<p>(5) 予防給付のサービス未利用者の意向を把握し、課題の抽出が必要である。</p>	<p>○介護予防サービスに関するアセスメント・ケアプランを行う「地域包括支援センターを中心とする相談支援体制の充実」の中で取り組みます。</p>	

テーマ3 認知症高齢者ケアシステム

第4期計画策定に向けた提言	区での取り組み・考え方	計画における掲載箇所
<p>1 早期発見・早期対応の仕組みについて</p> <p>(1) 区は、医師会で行っている認知症対応力向上研修を受講した医師や、認知症専門医師などとの連携を進め、早期に適切な対応がとれる相談支援体制を充実させる必要がある。</p>	<p>○地域包括支援センターを中心とした相談体制づくりを進めるとともに、相談窓口について、区民に周知を図ります。</p> <p>○早期発見・早期診断と治療のため、区民にとって身近なかかりつけ医で診断・治療が受けられるよう、地域における認知症の医療体制を構築します。</p>	<p>○総論 第4章第5節重点課題各論 (5) 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり 【施策の方向性と主な取り組み事業】 1 認知症についての相談体制等の確立①・② (P56参照) ○各論 《基本施策》VI 5 認知症高齢者のケアの充実 《個別事業》 (1) 認知症に関する相談窓口の整備 (P102参照)</p>

<p>(2)介護サービス事業者の職員などへの研修や認知症高齢者の家族会や地域住民を対象にした講演会を実施するなど、認知症への理解を深める啓発的業務を推進する必要がある。</p>	<p>○地域包括支援センターの事業者支援機能を強化するとともに、センターが中心となり、事業者への支援体制の充実を図ります。また、研修等により、事業者の認知症への理解とサービスの質の向上を図ります。</p> <p>○地域における、認知症についての正しい理解の普及促進のため、認知症サポーター養成講座等を実施します。</p>	<p>○総論 第4章第5節重点課題各論 (5) 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり 【施策の方向性と主な取り組み事業】 2 支援体制の充実②・③ (P56参照)</p> <p>○各論 《基本施策》VI 5 認知症高齢者のケアの充実 《個別事業》(2) ① 認知症理解普及等促進事業 (P102参照) ② 認知症高齢者の家族・介護者支援事業 (P103参照)</p>
<p>(3)認知症は、軽度から重度までの状態に応じた適切な対策が必要である。特に、未受診で軽度の認知症高齢者を早期に適切な治療につなげ、重度化の予防を推進すべきである。</p>	<p>○地域包括支援センターを中心とした相談体制づくりを進めるとともに、相談窓口について、区民に周知を図ります。</p> <p>○早期発見・早期診断と治療のため、区民にとって身近なかかりつけ医で診断・治療が受けられるよう、地域における認知症の医療体制を構築します。</p>	<p>○総論 第4章第5節重点課題各論 (5) 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり 1 認知症についての相談体制等の確立 ①・② (P56参照)</p>

<p>2 地域との連携について</p>		
<p>認知症高齢者の今後の増加に対応するには、認知症の高齢者を地域で支える仕組みが重要である。地域包括支援センターを拠点とし、民生委員、認知症サポーター、認知症高齢者の家族会、介護サービス事業者、医療機関等の連携を強化していく必要がある。また、地域密着型サービス事業所も新たな拠点として活用することを検討する必要がある。</p>	<p>○区は、平成19・20年度に東京都の指定を受け、東京都認知症地域資源ネットワークモデル事業に取り組んでいます。平成21年度以降はモデル事業の成果を踏まえ、認知症高齢者支援ネットワーク事業の実施を区全域で検討します。</p>	<p>○総論 第4章第5節重点課題各論 (5) 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり 【施策の方向性と主な取り組み事業】 3 認知症地域資源ネットワークモデル事業の成果の反映 (P57参照) ○各論 《基本施策》VI 5 認知症高齢者のケアの充実 《個別事業》 (5) 認知症高齢者支援ネットワーク事業 (P104参照)</p>

<p>3 その他</p>		
<p>(1) 認知症高齢者やその家族が、早期発見・早期治療とともに、適切なサービスが利用できるよう、わかりやすいパンフレットなどの作成や、認知症サポーター養成講座の開催などをする必要がある。</p>	<p>○地域における、認知症についての正しい理解の普及促進のため、認知症サポーター養成講座等を実施します。</p>	<p>○総論 第4章第5節重点課題各論 (5) 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり 【施策の方向性と主な取り組み事業】 2 支援体制の充実 ③ (P56参照) ○各論 《基本施策》Ⅳ 5 認知症高齢者のケアの充実 《個別事業》(2) ① 認知症理解普及等促進事業 (P102参照)</p>
<p>(2) 認知症が進行し、在宅生活が困難になったとしても、安心して生活できる施設整備は今後も積極的に推進すべきである。</p>	<p>○介護保険施設の整備を促進するため、都営住宅等の建て替えに際して一定スペースを確保することや、公有地を定期借地として用地提供するなど、多様な支援を検討します。また、公設民営による整備等、整備促進の方策を検討します。</p>	<p>○総論 第4章第5節重点課題各論 (9) 介護保険施設の整備の促進 【施策の方向性と主な取り組み事業】2 (P63参照)</p>

テーマ4 介護施設の整備

第4期計画策定に向けた提言	区での取り組み・考え方	計画における掲載箇所
<p>1 施設整備の考え方について</p>		
<p>(1) 在宅での介護が困難になったときにも安心して暮らせるよう、必要な施設は整備すべきである。同時に、できるだけ施設に依存せず、在宅で充実したサービス提供が受けられる体制の整備も必要である。</p>	<p>○介護保険施設の整備を促進するため、補助金等の制度を整備し、事業者への周知を図り、事業者の参入意欲を高める実効性のある制度とします。</p> <p>○介護保険施設の整備を促進するため、都営住宅等の建て替えに際して一定スペースを確保することや、公有地を定期借地として用地提供するなど、多様な支援を検討します。また、公設民営による整備等、整備促進の方策を検討します。</p> <p>○特別養護老人ホームについては、現在、個室ユニット型だけが支援対象ですが、敷地面積に対する整備効率がより高い従来型も、支援対象とするよう、東京都へ要望します。</p>	<p>○総論 第4章第5節重点課題各論 (9) 介護保険施設の整備の促進 【施策の方向性と主な取り組み事業】1・2・3 (P63～64参照)</p>
<p>(2) 区は、施設整備への補助を行っているが、今後は、更に整備促進が図れるよう補助制度の見直すとともに、補助以外の手法も検討していくべきである。</p>		<p>○各論 《基本施策》 IV 3 介護保険施設等の整備 《個別事業》 (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） (2) 介護老人保健施設 (3) 短期入所生活介護施設（ショートステイ） (4) 土地活用セミナー (P111～P112参照)</p>
<p>(3) 施設の建設にあたっては、地域のバランスを考慮する必要がある。</p>		

<p>2 地域密着型サービスについて</p>		
<p>(1) 地域密着型サービスは、地域で高齢者をケアするために有用なサービスである。施設整備を促進するためには、公有地の活用や都営住宅等の建替えの機会を捉えて東京都へ施設建設を要望をするなど、多様な方策を検討していく必要がある。</p>	<p>○地域密着型サービス拠点の地域バランスを考え、地域ごとに必要な拠点の整備計画を示しながら、整備促進のため、サービス種類の整備の進捗状況や利用状況等サービスの特性を考慮して、公有地等整備用地等の提供や圏域・年度等については、柔軟な整備を進めていきます。</p>	<p>○各論 ≪基本施策≫V 4 地域密着型サービス拠点の整備 ≪個別事業≫ (1) 地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特別養護老人ホーム) (2) 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) (3) 小規模多機能型居宅介護 (4) 認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービスセンター) (5) 夜間対応型訪問介護 (P112～P113参照)</p>
<p>(2) 地域バランスに加え、サービスの種類ごとの利用状況も考慮して、圏域・年度にとられない柔軟な整備と、多様な施設サービスを進めていく必要がある。</p>		
<p>3 介護療養型医療施設廃止への対応について</p>		
<p>○介護療養型医療施設廃止に伴い、要介護者が在宅で充実した介護を受けられるよう支援が求められている。しかし、医療の必要度が高い患者が安心して療養生活を送るためには、緊急時などには介護保険施設で受け入れることができる体制が整備されるよう一層の支援強化が求められている。</p>	<p>○ご家族が急病やけが等の緊急時に、医療の必要度が高い要介護者を受け入れていただける緊急ショートステイについて、事業者へ協力を求めていきます。 また、在宅医療を支えるために、かかりつけ医と病院の連携や医療と介護の連携を図り、緊急時にも安心して対応できる医療提供体制を構築していきます。</p>	

テーマ5 適切な介護保険制度の運営

第4期計画策定に向けた提言	区での取り組み・考え方	計画における掲載箇所
<p>1 介護給付等の適正化について</p> <p>○要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適切化、事業者のサービス提供体制および介護報酬請求の適正化等を行うことにより、介護給付等の適正化を推進することが必要である。</p>	<p>○真にサービスを必要とする被保険者の認定等、要介護認定の適正化を図ります。</p> <p>○真に必要とするサービスを提供するためケアマネジメントの適切化を図ります。</p> <p>○事業者の適正なサービス提供のための体制づくりや、介護報酬請求の適正化を図ります。</p> <p>○給付範囲を明確化し、適正なサービスが提供できるよう、ケアマネジャーに周知を図ります。</p>	<p>○総論 第4章第5節 (7) 適切な介護保険制度の運営 1 ①・②・③ 2 ② (P60参照)</p> <p>○各論 《基本施策》 IV 2 介護人材の確保・育成への支援 《個別事業》 (3) 事業者支援体制の強化 (P97参照)</p> <p>3 介護保険制度の適切な運営に向けての取り組み 《個別事業》(2) ① 介護給付適正化推進事業 ② 事業者情報の公表及び提供 ③ 事業者への指導 (P98～P99参照)</p>
<p>2 事業者について</p> <p>(1) 介護給付の適正化を行うことにより、利用者のサービス利用に支障が出ないように、事業者に給付可能なサービスの範囲等についての十分な周知が必要である。</p>		
<p>(2) 適切な介護保険制度の運営を進めていくためにも、区は、制度の主旨を踏まえて、事業者に対して適切な指導を行うとともに、丁寧な支援と育成のための方策を積極的に進めていく必要がある。</p>		
<p>(3) 介護保険制度の充実のために、区が研修や講演会を開催する必要がある。</p>		
<p>3 利用者について</p> <p>○介護給付の適正化のためには、被保険者が介護保険制度の仕組みを十分に理解し、有効に利用することが重要である。そのためにも、わかりやすいパンフレット等を配布するなど、様々な工夫をこらし、周知を図ることが重要である。</p>		

<p>4 その他</p>		
<p>(1)介護保険制度では対応できないサービスについても、検討する必要がある。</p>	<p>○区では、介護保険制度内での解釈運用により提供可能なサービスについて引き続き検討を行うとともに福祉事務所等で行う介護保険制度外サービスについても様々な視点から検討してまいります。</p>	
<p>(2)緊急時にも対応できる、地域での相互扶助による住民参加型の仕組みを検討する必要がある。</p>	<p>○65歳以上のひとりぐらし高齢者を対象に、地域のボランティアが訪問員となり、定期的に見守ることにより、安否確認を図ります。</p>	<p>○各論 ≪基本施策≫ VI 3 地域における支え合いの推進 ≪個別事業≫ (2) 見守り訪問事業 (P122参照)</p>

テーマ6 介護人材の確保・育成

第4期計画策定に向けた提言	区の取り組み・考え方	計画における掲載箇所
<p>1 労働環境改善の支援について</p> <p>(1)介護サービスは、他の業種と異なり、介護報酬や利用者定員が定められるなど、介護保険法等に規制される要素が多く、国や東京都が解決を図るべき問題とされやすい。しかし、区としても福利厚生充実など労働環境の改善に取り組み、人材確保を支援する必要がある。</p>	<p>○適正な介護報酬となるように国に働きかけるとともに、事業者が適切な経営となるよう啓発を図ります。</p>	<p>○総論 第4章第5節重点課題各論 (6) 介護人材の確保 【施策の方向性と主な取り組み事業】 3 人材が適正な収入を確保するための支援 (P58参照)</p>
<p>(2)介護職員の負担軽減を図るための人員の確保や省力のための機器の導入に対して、支援する必要がある。</p>	<p>○介護労働現場の労働負荷の軽減やキャリアアップ、メンタルヘルス対策、福利厚生など、小規模な事業者では十分な対応が取れない部分への支援を検討します。 ○介護職場の魅力ややりがいが多くの人に実感できるように、事業者を支援するとともに、人材採用を円滑に進める方策について検討を進めます。</p>	<p>○総論 第4章第5節重点課題各論 (6) 介護人材の確保 【施策の方向性と主な取り組み事業】 1 労働環境改善への支援 2 円滑な人材採用への支援 (P58参照) ○各論 《基本施策》 IV 2 介護人材の確保・育成への支援 《個別事業》 (2) (仮称)福祉人材育成・研修センター (P97参照)</p>

<p>2 円滑な人材採用への支援について</p>		
<p>(1) 介護の仕事の社会的意義や、やりがいを区民に周知し、介護職の魅力についての理解を深めることが必要である。</p>	<p>○介護職場の魅力ややりがいが多いの人に実感できるように、事業者を支援するとともに、人材採用を円滑に進める方策について検討を進めます。</p>	<p>○総論 第4章第5節重点課題各論 (6) 介護人材の確保 【施策の方向性と主な取り組み事業】 2 円滑な人材採用への支援 (P58参照)</p>
<p>(2) 職員の募集について、就職フェアの開催や区報の活用など、具体的な支援を行う必要がある。</p>		
<p>3 人材育成への取り組みについて</p>		<p>《個別事業》</p>
<p>(1) 職員の定着のために、従事職員に対する体系的な研修・教育が行なわれるよう支援する必要がある。</p>		<p>(2) (仮称) 福祉人材育成・研修センター (P97参照)</p>
<p>(2) 区が介護サービス事業者やその従事職員むけに、講演会等を実施するなど、人材育成に積極的に取り組む必要がある。</p>		